

技術者の配置等にかかる金額要件の見直しについて（お知らせ）

建設業法施行令の一部改正により、下記のとおり技術者の配置等にかかる金額要件の見直しが行われましたのでお知らせします。

また、上記見直しにより、現場代理人における常駐義務の緩和措置の拡大についても金額要件の見直しを行います。詳細につきましては、令和5年1月4日付「現場代理人及び技術者等の適正配置について」、「現場代理人の常駐義務の緩和について」をご確認ください。

記

1 施行日 令和5年1月1日

2 建設業法施行令の一部改正について

内 容	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置にかかる請負代金額の下限 【建設業法施行令第2条関係】	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限 【建設業法施行令第27条第1項関係】	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)
特定専門工事の下請代金額の下限 【建設業法施行令第30条第2項関係】	3,500万円	4,000万円

※表内、()内の金額は、建築一式工事の場合